平成２３年（フ）第１３８４号
大津市堅田１丁目２番56号、開始決定時の住所京都府亀岡市大井町土田２丁目10番10―101号
破産者　今藤　進治
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
広島県尾道市土堂２丁目４番20号
破産者　山中　　栄
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
北海道標津郡中標津町東24条南４丁目４番地１
破産者　好川　繁幸
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３６０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2689―３　サンメゾン・Ｎ―Ｂ号室、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3432番地５
破産者　宮地　博樹
1　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
2　一般調査期日　平成24年７月19日午後２時30分
平成24年５月25日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１３号
埼玉県志木市本町２丁目18番71号
破産者　大野　康弘
1　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
2　一般調査期日　平成24年９月４日午前10時45分
平成24年５月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５９５号
最後の住所大阪府交野市幾野６丁目36番１号
破産者　被相続人三和鋼業こと　亡木戸市雄相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年６月29日まで
2　一般調査期日　平成24年７月31日午前11時
平成24年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７５９号
堺市南区赤坂台３丁９番32―410号
破産者　泉谷　一隆
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年８月２日午前11時
平成24年５月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
大阪府松原市高見の里１丁目９番３号
破産者　イザヤ通商株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年８月６日午前11時15分
平成24年５月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
堺市西区山田１丁1250番地、商業登記簿上の本店所在地堺市中区深井清水町3919番地
破産者　株式会社島ノ江建設
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年８月２日午前11時
平成24年５月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
堺市西区菱木２丁2124番地４、開始時の住所堺市中区深井清水町3919番地
破産者　島ノ江　晃
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年８月２日午前11時
平成24年５月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟708号室
破産者　アイエスケーこと　國安　昌司
1　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
2　一般調査期日　平成24年８月６日午前11時15分
平成24年５月24日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
兵庫県芦屋市茶屋之町11番５―302号
破産者　橋本　　尚
1　破産債権の届出期間　平成24年７月４日まで
2　一般調査期日　平成24年８月30日午後２時
平成24年５月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９号
佐賀県唐津市町田３丁目５番20号　坂本アパート201号、申立時の住所佐賀県唐津市東大島町21番13号
破産者　土橋　正和
1　破産債権の届出期間　平成24年７月６日まで
2　一般調査期日　平成24年11月19日午後１時30分
平成24年５月21日　佐賀地方裁判所唐津支部

破産債権の特別調査期間

平成２３年（フ）第３７０号
佐賀県小城市小城町自在274番地41
破産者　儀間　一郎
特別調査期間　平成24年６月19日から平成24年６月26日まで
平成24年５月21日
佐賀地方裁判所民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１２２号
熊本県宇土市網津町1409番地10、前住所熊本県宇土市宮庄町133番地
破産者　興梠　順侍
異議申述期間　平成24年７月17日まで
平成24年５月25日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市荒川上田野1646番地
清算株式会社　株式会社エヌ・ジェイ・アール秩父
代表清算人　西根　光明
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所秩父支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第４号
金沢市泉３丁目５番11号
清算株式会社　株式会社チサン工業
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第１号
大分県国東市武蔵町糸原市場1200番
再生債務者　ユニバースフーズ株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年５月23日　大分地方裁判所杵築支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第３号
神戸市中央区雲井通５丁目３番１号
再生債務者　神戸市住宅供給公社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区明石町48番地神戸ダイヤモンドビル８階　六甲法律事務所　弁護士　安藤猪平次
3　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画許可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）